様式第 2 号の 2 -②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

学校名	京都府立看護学校
設置者名	京都府

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

	次月にって、行前が行う心がして大切ですることが、ここの地域
名称	京都府看護師等確保対策推進協議会
役割	京都府における保健師、助産師、看護師及び准看護師の計画的かつ安定的な確保を図る。 (1)看護師等確保対策に関すること (2)その他必要な事項に関すること 本協議会または下部組織である北部地域看護師確保対策実務者会議において、学校評価等の報告を行い、その意見を学校運営に反映させる。

## 2. 外部人材である構成員の一覧表

京都府医師会 理事	2年 (令7.3月まで)	
京都府看護協会 会長	2年 (令7.3月まで)	

(備考) 実務者協議会には、北部公的医療機関看護部長、私立病院協会北部代表等が 参画